

## 「近畿中学校総合体育大会拠点校部活動参加規定」

### 1 趣旨

参加を承認する精神は、在籍校に希望する部活動がない場合に、参加を希望する生徒を当該市町村内の一つの学校が受け入れるというものである。市町村もしくは府県教育委員会や中学校長会が運動部活動に参加したい生徒の救済措置として推進する活動であり、勝利至上主義のための活動ではない。

なお、拠点校部活動（以下、拠点校という）で参加する場合は、下記の条件を満たしていることが必要である。

### 2 条件

- ① （公財）日本中学校体育連盟が定める「拠点校部活動規定」（別紙）に該当していること。
- ② 参加者は、開催年度の大会実施要項の参加資格を満たしていること。
- ③ 拠点校を編成する関係校全てが各府県中体連に加盟していること。
- ④ 拠点校としての大会参加が、各府県中体連に承認されていること。
- ⑤ 参加時の名称は拠点校名とするが、拠点校であることが分かる形とする。
- ⑥ 参加申し込み手続きは、該当拠点校が行うこと。
- ⑦ 拠点校の引率・監督は、拠点校の校長・教員・部活動指導員とする。ただし、引率・監督細則は適用する。

### 3 その他

- ① 各府県中体連においては、「近畿中学校総合体育大会拠点校部活動参加規定」の趣旨を踏まえ参加状況を十分に把握しておく。
- ② 近畿中体連としては、実施していく過程で生じる問題については、各府県中体連の実態に応じて趣旨を踏まえて対処するとともに近畿中体連としても検討していく。
- ③ 本規定は、令和5年4月1日より施行する。